

医療的ケアに関する指示書作成について説明資料
(医師へお渡しください)

医療的ケアに関する指示書作成について

障害児者福祉事業所等において医療的ケアを提供する場合、医師による指示が必要となります。
一方で、障害児者福祉事業所等で実施可能な医療的ケアの内容は、事業所ごとに人員体制・設備・研修状況等で異なります。

そのため指示書の内容の一部について、施設で実施できず、保護者が再度医療機関へ出向き、指示書の修正をお願いするケースが生じています。

郡山市障がい福祉課からのお願い

上記のような手続きを減らすため、指示書作成前に保護者と施設で「施設において対応可能な医療的ケア」について事前に確認を行い、保護者にはその内容を参考資料として医療機関へ持参するようお願いしています。

つきましては、

- ・医療的ケアの必要性
- ・実施内容の妥当性、安全性

について、医師の専門的御判断に基づき、指示書を作成いただけますようお願いいたします。

※本資料は、施設での対応可能範囲を共有するための参考資料であり、医療行為の可否や内容を指定、制限するものではありません。

御理解と御協力をお願いいたします。